

# 京田辺市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和3年3月5日(金)午後3時から4時48分

2.開催場所 305会議室

3.出席委員(25人)

会長	25番	喜多義治
会長職務代理者	24番	澤田康夫
	1番	守本和廣
	2番	前川義一
	3番	藤田俊郎
	4番	森 岳人
	5番	水山裕司
	6番	徳田和彦
	7番	石坂 清
	8番	中川利一
	9番	正田文敏
	10番	山下明子
	11番	川端美恵
	12番	小泉辰夫
	13番	田中和雄
	14番	堀江幸和
	15番	森田三彦
	16番	香村侃彦
	17番	下村茂樹
	18番	北尾清晴
	19番	奥西和子
	20番	山崎安喜男
	21番	米田五司
	22番	上村孝男
	23番	山本邦彦

4.欠席委員(0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 使用貸借権の解約による通知について

- 報告第3号 専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）
- 報告第4号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）
- 報告第5号 農地法第5条の規定による届出受理の取り消しについて
- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第3号議案 地目変更の届出について
- 第4号議案 2アール未満の農業用施設の届出について
- 第5号議案 相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について
- 第6号議案 農用地利用集積計画の決定について（別紙）
- 第7号議案 土地区画整理法第136条第1項の規定による意見聴取について（別紙）

### 第3 その他

#### 6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 義男  
主任 寒川 悠也

#### 7. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。 京田辺市農業委員会総会のご案内いたしましたところ、ご多用の中、 参集賜りましてありがとうございます。</p>
	<p>あいさつ（省略）</p>
	<p>それでは、令和2年度3月総会の開会に当たりまして、会長がご挨拶 を申し上げます。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、審議に入っていただきます前に、資料の確認をお願いいた します。</p>
	<p>資料確認（省略）</p>
	<p>会長に進行をお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいまの出席委員さんは、全員出席の25名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会3月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私のほうから指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、川端委員さん、山下委員さん、よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、報告第1号、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について。</p> <p><b>【報告第1号 1番から2番を朗読後、説明】</b></p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第1号の1番から地元委員さんの説明をよろしく申し上げます。</p>
<p>8番</p>	<p>報告第1号の1番、天王禿尾地番が26番、34番で合計2筆の1,851平米、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの両方の合意解約ですので問題ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、NO2。</p>
<p>3番</p>	<p>第1号の2番、大住稲生山、畑、これに関しましては、〇〇〇〇氏より〇〇〇〇氏に小作の合意解約となっております。なお、小作地に対しては、次期の農業をやる方が、合意の下、耕作されます。ですので、異議はないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、報告第1号、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、事務局、説明をお願いします。</p>

	<p>小泉さん、すみません。関係者ですので、退席をお願いします。</p> <p>(小泉委員退席)</p>
事務局	<p>報告第2号、使用貸借権の解約による通知について。  <b>【報告第2号 1番から2番を朗読後、説明】</b>          以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。          それでは、報告第2号の1番から地元委員さんの説明をよろしくお願          いします。</p>
4 番	<p>報告第2号、番号1、三山木古屋敷31の1ですが、〇〇〇〇さんと          〇〇〇〇さんの合意の上の解約でございますので、問題ないと思います。          よろしくお願います。</p>
会長	<p>続きます、NO2。</p>
23番	<p>2番の薪の溜池でございます。田2筆でございます、〇〇〇〇さん          から〇〇〇〇さんが耕作をしたということで、〇〇〇〇さんは体の調子          が悪いということで、今回解約したい。後継者については、今現在話し          中でございますので、すぐに見つかると思いますので、よろしくお願          います。</p>
会長	<p>報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、何かご質問、ご          意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、報告第2号、使用貸借権の解約による通知について受理決          定をさせていただきます。</p>
会長	<p>小泉委員の入室を許します。</p> <p>(小泉委員入室)</p>
会長	<p>それでは、続きます、報告第3号、専決処分による報告（農地法第          4条の規定による届出について）、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号、専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出に          ついて）。  <b>【報告第3号 1番を朗読後、説明】</b>          NO1、田辺尼ヶ池22番、地目は台帳が田、面積は325平米で、          ほか3筆ございまして合計4筆で1,315平米です。届出人は京都市中</p>

	<p>京区の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんでございます。</p> <p>転用目的につきましては、ゲートボール場でございます。場所につきましては、京田辺市役所より北西へ約760メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和3年2月19日でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第3号、地元委員さんの説明をよろしくお願いします。</p>
16番	<p>報告第3号、番号1でございますが、田辺尼ヶ池22番ほか計4筆でございます。現在ゲートボール場としてもう既に使われておりますが、これについて、私もうかつなことでございまして、現状がみみづく保育園の横で、もう既に市街地となつてございます。そんなことで、代理人には私から、こういうことがあったら困るということで、徹底的に話はさせてはいただきました。しかし、もう現実としてゲートボール場になつてございます。なつておりますが、現在ゲートボール場の使用をもうされておらんというような状態でございます。そんなことで、近隣、近辺における何ら問題のない状況となつておりますので、よろしくご審議賜りたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>今、地元委員さんから説明がありましたが、それについて何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、報告第3号、専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）。</p> <p><b>【報告第4号 1番を朗読後、説明】</b></p> <p>NO1、宮津西浦14番3、地目は台帳が田、現況が畑、面積は162平米です。譲渡人は京田辺市の〇〇〇〇さん、譲受人は神戸市北区の〇〇〇〇さんでございます。</p> <p>転用目的につきましては、普通車2台の露天駐車場でございます。場所につきましては、近鉄宮津駅より南西へ約400メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和3年1月26日でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第4号、地元委員さんから説明をお願いします。</p>
4 番	<p>報告第4号、番号1、宮津西浦14の3でございますが、市街化区域内の露天駐車場でございますが、隣接するところに農地はありませんので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>報告第4号について何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>次に、報告第5号、農地法第5条の規定による届出受理の取り消しについて、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号、農地法第5条の規定による届出受理の取り消しについて。  <b>【報告第5号 1番から2番を朗読後、説明】</b>      以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第5号のNO1から地元委員さんの説明をお願いします。</p>
16番	<p>報告第5号の番号1、田辺勇田55の1の2筆1,719と、報告第5号、番号2、田辺勇田の433平米以下合計1,091平米の2件でございますが、いずれも当初の計画では〇〇〇〇の学校用地として買い付けをしとる予定だったんですが、規模縮小によって譲受人が変更になるということになるということでございましたので、そんなことやったら、早速名義を変更して、取消しをして、そして取下げをせえということで、今回その運びとなったことでございます。しかし、今後これについて譲受人がはっきり確定したときには、改めて提出するように指示してございます。</p> <p>以上のようなことでございますので、よろしく審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第5号、地元委員さんからの説明がございましたが、この件について何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

会長	報告第5号、農地法第5条の規定による届出受理の取り消しについて、受理決定をさせていただきます。
会長	次に、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。 【第1号議案 1番から4番を朗読後、説明】 なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当いたしませんので、許可要件は満たしているものと考えます。 以上でございます。
会長	ありがとうございました。 それでは、本日4班の委員に現地確認をしていただきました。班長の石坂委員さんよりご報告をお願いします。
7番	それでは、現地調査の報告をさせていただきます。今、第1号議案、番号1から4番まで先ほど現地調査をまいりましたが、特段問題になるところはありませんでしたので、ここで報告させていただきます。 以上です。
会長	ありがとうございます。 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、地元委員さんの説明をよろしく願いいたします。
18番	議案第1号、番号1、興戸の花ノ元4番地並びに5の1、面積が152、342平米の合計3筆あります。これは、三山木の古屋敷も入っております。1,344ということで、譲渡人が宮津の〇〇〇〇さん、それから譲受人につきましては守口市の〇〇〇〇さん、現況、花ノ元の2筆につきましては、従前から休耕田になっておりましたので、ちょうどここでまた農業経営の拡大ということで、〇〇〇〇さんのほうに譲り渡して、結果的には現況は耕作されるというふうを考えております。 以上です。
会長	NO2、お願いします。
20番	第1号議案、番号2、草内操毛17の1、田、674平米。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに規模拡大ということで、若い〇〇〇〇君のほうに拡大されていますので、審議のほどよろしく願いいたします。
会長	NO3。
1番	大住時子林27、畑、508平米です。〇〇〇〇さんが高齢というこ

	<p>とで、娘のほうに農業経営の継承ということで聞いていますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、NO4をお願いします。</p>
21番	<p>NO4、飯岡南原7でございますけども、実際作業効率の悪い場所であって、周りは竹やぶがあって、ちょっとやりにくいところでございますが、何にもないと考えておりますが、注視してまいりたいと思っております。 以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
会長	<p>ご異議等もございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等もないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可について。 <b>【第2号議案 1番を朗読後、説明】</b> NO1、三山木野神85番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は935平米です。こちら譲渡人は京田辺市の〇〇〇〇さん、木津川市の〇〇〇〇さん、譲受人は京田辺市の〇〇〇〇でございます。 転用目的につきましては、大型車5台、普通車14台の露天貸駐車場でございます。場所につきましては、JR同志社前駅より南東へ約350メートルのところ、区分につきましては、JR同志社前駅から半径500メートルの円で囲まれる区域に申請地が存するため、第2種農地と考えられます。 土砂の流出につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置することで対応します。雨水排水対策につきましては、東側、西側にU字溝を設置し、南側の既設側溝へ排水します。汚水、生活雑排水は、発生しません。 綴喜西部土地改良区につきましては、区域外でございます。 なお、こちらの案件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の</p>



	<p>要件には該当しないため、許可相当であると考えます。 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第2号議案、地元委員さんの説明をお願いします。</p>
6 番	<p>農地法第5条、三山木野神85の1、935平米ということで、露天駐車場ということで、周りは田んぼばかりですので、せんだっても駐車場の申請があった隣のところですので、問題ないかと思っておりますので、審議のほうをよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 すみません。後先が逆になりますけども、第2号議案、現地調査の報告をお願いします。</p>
7 番	<p>同じく先ほどこれについても現地調査をしてまいりました。特段問題ないと思っております。また、大型車5台ということですので、大型車の通行についても確認いたしました。こちらのほうも問題ありませんので、大丈夫だと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 第2号議案、農地法第5条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
会長	<p>ご異議等、ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、第2号議案、農地法第5条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第3号議案、地目変更の届出について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案、地目変更の届出について。 <b>【第3号議案 1番から2番を朗読後、説明】</b> NO1、東東神屋46番、地目は台帳、現況ともに田、面積は273平米で、ほか1筆ございまして合計2筆で516平米です。こちら届出人は京田辺市の〇〇〇〇さん、届出内容につきましては、畑として利用したいということでございます。 続きまして、NO2、草内塔ノ上27番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は886平米です。こちら届出人は京田辺市の〇〇〇〇さんで、</p>

	届出内容につきましては、畑として利用したいということでございます。以上でございます。
会長	ありがとうございました。 それでは、第3号議案、地元委員さん、NO1から説明をお願いします。
22番	第3号議案、番号1、東東神屋46ほか1筆でございますが、近隣する畑の所有者で、同時管理したいということで地目変更したいということなのでよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。 続きまして、NO2。
20番	第3号議案、番号2、草内塔ノ上27の1、地目田、886平米、〇〇〇さん、露天の畑として利用したいという申出です。
会長	第3号議案、地目変更の届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (質問等なし)
会長	ご異議等はございませんか。  (異議なし)
会長	それでは、異議等がないようですので、第3号議案、地目変更の届出について受理決定をさせていただきます。
会長	第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について。 <b>【第4号議案 1番を朗読後、説明】</b> 以上でございます。
会長	ありがとうございます。 第4号議案、地元委員さん、説明をお願いします。
18番	第4号議案、番号1、今、事務局のほうから説明がありましたように、興戸の大谷20番地、337平米、ほか1筆で653平米、うち193.24平米を使うと。届出内容につきましては、70平米の農業用倉庫をあげると。届出人は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。場所につきましましては、酒屋神社のちょうど西のほうで、京奈和道とのちょうど
18番	

	<p>中間辺りです。現況を今日も見に行きましたが、倉庫がちゃんともう建      っております。      以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。      第4号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
会 長	<p>ご異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会 長	<p>第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について受理決定をさ      せていただきます。</p>
会 長	<p>続きまして、第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利      用状況の確認について、事務局。</p>
事 務 局	<p>第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認      について。  <b>【第5号議案 1番から5番を朗読後、説明】</b>      以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。      第5号議案、地元委員さん、ご説明をお願いいたします。</p>
1 8 番	<p>第5号議案、番号1、興戸の南鉾立4番地、現況は田です。415平      米ほか2筆、合計3筆で815平米。相続人が興戸の南鉾立4の1、○      ○○○さん。現況を2月17日に事務局と共に現地視察したところ、耕      作されておりましたのでご報告します。</p>
会 長	<p>続きまして、NO2。</p>
2 1 番	<p>NO2、飯岡及び三山木ですけども、何ら問題ありませんでした。      以上です。</p>
会 長	<p>堀江委員。</p>
1 4 番	<p>5号議案の3番の10筆と4番の1筆、現地視察でも特に問題ござい      ませんので、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>第5号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p>

	(質問等なし)
会長	ご異議等もございませんか。
	(異議なし)
会長	第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について受理決定をさせていただきます。
会長	次に、第6号議案、農用地利用集積計画の決定について、上村委員さん、ちょっと関係されるので退席をお願いします。  (上村委員退席)
会長	では、事務局より説明をお願いします。
農政課	それでは、こちらの農用地利用集積計画を用いてご説明させていただきますので、こちらのほうをご覧ください。 農用地利用集積計画、こちら報告年月日が令和3年3月10日を予定しているものでございます。 中身といたしましては、1枚めくっていただいて1ページ目、農用地利用集積計画の概要ということで、3年から5年までの田の貸借が7,275平米となっております。貸し手につきましては5件ございまして、また借り手につきましては2件となっております。 詳細につきましては3ページ目でございますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。2名の方が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとなっております。 また、その1つ前の2ページのほうで、再設定、新規設定のことを別で書かせていただいております。本件については、9筆とも全て新規設定となっております。 以上、簡単ですが、私のほうからのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ただいま事務局から第6号議案、農用地利用集積計画の決定について説明がございましたが、これについてご意見、ご質問はございませんか。  (質問等なし)
会長	ご異議等はございませんか。  (異議なし)
会長	特にないということで、第6号議案、農用地利用集積計画の決定について、これで進めさせていただきます。ありがとうございます。

<p>会長</p>	<p>上村委員の入室を許します。</p> <p>(上村委員入室)</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、第7号議案、土地区画整理法第136条第1項の規定による意見聴取について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本件につきましては、土地区画整理法第136条第1項の規定に基づき、京田辺市が土地区画整理事業の事業計画を審査するに当たり、土地区画整理事業と農地等の関係の調整を図るため、農業委員会に対して意見照会がなされたものでございます。</p> <p>本日は、京田辺市建設部の副部長と建設政策推進室の統括主幹にお越しいただいております。</p> <p>ご説明をお願いいたします。</p>
<p>建設政策推進室</p>	<p>本件は、ただいま事務局長のほうからご説明がありましたように、土地区画整理法第136条第1項の規定に基づきまして、京田辺市大住土地区画整理組合施行の土地区画整理事業の事業計画を審査するに当たりまして、農業用の用水、排水施設、その他農業用地の保全もしくは利用上必要な公共の用に供する施設を配置し、変更等することから、当該事業計画について農地等の関係の調整を図るため、農業委員会のご意見を伺うものでございます。</p> <p>それでは、事業の概要を説明させていただきます。</p> <p>まず、お手元の資料、第7号議案書、土地区画整理法第136条第1項の規定による意見聴取についてと、併せてお配りしております添付の図面4枚ございますが、それと併せて見ていただきたいというふうに思います。</p> <p>まずは、1枚目につけています土地計画の状況を示した位置図をご覧ください。</p> <p>本件の施行の場所につきましては、新名神高速道路の南側、府道八幡木津線の西側、防賀川に囲まれて位置でございます。京奈和自動車道路の田辺北インターの北側約800メートルのところに位置しております。位置図で言います茶色の色で囲んでおります部分が、施行をしようとしている位置でございます。</p> <p>事業の名称、地区名につきましては、組合施行の京田辺市大住土地区画整理事業でございます。施行者は、京田辺市大住土地区画整理組合でございます。施行面積は約13.1ヘクタール、施行期間につきましては、これから事業認可を頂いた日から令和7年度末で予定をしているところでございます。</p> <p>次は、議案書のほうをご覧ください。</p> <p>3番、事業の目的というふうに掲げております。目的でございますが、本地区は新名神高速道路、京奈和自動車道及び第二京阪道路の広域幹線道路の交通結節点にあり、既存の大住工業団地に隣接していることから、</p>

工業、物流関係の都市的ポテンシャルを最大限に生かせると見込まれています。このことから、広域道路交通の利便性を十分活用した生産性の高い工場や物流施設を立地することで、地域雇用の拡大を図り、職住近接したコンパクトなまちづくりを目指すことを目的としているところでございます。

次に、資料、図面のほうですが、2枚目の区域図をご覧ください。ちょっと緑色系の色で塗り潰した図面でございます。

本地区の施行しようとする区域は、字名で申しますと、京田辺市大住池島、池ノ端、門田、神ノ木、大嘗料、辻ノ垣内、土山、浜、藤ノ木のそれぞれ各一部が着色している部分でございます。

次、やろうとしている区域の農地の状況、現況としましては、図面を見てもらいましたら分かりますように、農地としては緑色で着色している部分が田でございます。面積では約6万6,500平方メートル、約6.7ヘクタールでございます。そして、黄緑色で着色している部分は畑でございます。5万4,500平米、約5.4ヘクタールの面積でございます。そのほか9,874平米、これは宅地とか原野とか雑種地とかというものが約1ヘクタールあるという面積図の状況になっています。

地権者の皆様の数ですけれども、地権者数はちょうど100名でございます。内訳は、農地所有者が94名、農地外所有者が6名でございます。そして、所有者が重複しますが、土地別での農地の賃借は23筆、この区域にあります。ちなみに残存耕作地が11筆、利用権使用賃借が12筆でございます。そして、納税猶予の適用の農地は1筆でございます。

本事業を実施するに当たりましては、京田辺市農業委員会のご指示に従い、農地法に基づく諸手続を完了してまいるといふふうに考えております。

次に、今回やろうとしている事業地内の農業に関する計画でございます。

本地区区域内にあります既設の農業用の施設は、この事業によって全て廃止をいたします。また、木津川用水水利事業施設は、本地区への用水供給が不要となるため、1号水路の支線を撤去いたします。そして、新名神高速道路沿いに整備されております1号水路本線は、市道杉ノ森大住線拡幅部を暗渠化して復元整備いたします。

次に、農地以外、事業地内の農業以外に関する計画の説明をさせていただきます。資料の3枚目、設計図、茶色い色で区域を囲んでいる図面でございます。その設計図をご覧ください。

主に整備する公共施設は道路でございます。その道路の種類といたしましては、幹線道路松井大住線、これは俗に言う府道八幡木津線でございます。都市計画決定されておりますので、その幅に合わせて拡幅をする考え方でございます。延長は294メートルあります。

次に、新しく設ける区画道路ということで、幅員12メートルの区画道路、図面で言いますと市道の杉ノ森大住線区域の西のほうの部分でございます。延長は285.4メートルあります。そして、あと外周周りですけれども、区画道路幅員8メートル、これが仮称の市道の藤ノ木辻ノ垣内線と市道の池ノ端杉ノ森線でございます。両方合わせまして延長

871メートルでございます。

そして、調整池ということで1基、水色で囲んでいる部分の三角形の部分ですが、5,043平方メートルを整備いたします。雨水排水につきましては、道路側溝にて、地区南西部に整備する調整池に水を集めて流出量を調整した上で、防賀川に放流いたします。

次に、資料の土地利用計画図をご覧ください。薄い水色で塗り潰した図面でございます。

これは、土地の利用を計画している内容を表しています。工業専用地として地域全体を盛土造成を行って、土地の区画形質を変更します。また、今回は住居系のまちづくりは行いません。計画人口はゼロ人でございます。区画整理で言います減歩率、公共減歩率が8.1%、保留地と合算した減歩率が41.6%でございます。

そして、これまでお世話になりましたが、都市計画の状況の説明をさせていただきます。

本地区はこの先々月、令和3年1月15日に、おかげさまで全城市街化区域に編入されました。そのほか同時に周辺農地の影響を及ぼさないよう大住工業地区の地区計画を定めていただきました。そして、この水色で塗っている部分は、工業専用地域でございます。

そして、次に、農業関係団体への説明状況を説明させていただきます。

周辺農家組合への今回お示ししている事業概要の説明を、令和2年、昨年ですけれども、12月3日木曜日に岡村区の農家組合、そして12月8日火曜日に東林区農家組合、そして同じく12月9日水曜日に西八区農家組合、そして12月12日土曜日に松井区農家組合で説明を実施させていただきます。各組合から確認を頂いております。

用水の水利組合、木津川用水水利組合への事業概要説明につきましても、令和3年1月16日土曜日に木津川用水水利組合で実施し、確認を頂いております。

次に、土地改良区への意見照会でございますが、土地区画整理法第136条第1項の規定に基づきます土地改良区への意見照会は、大住土地改良区へも本件と同様の意見照会がなされておりまして、2月19日に意見なしの回答を得ております。

簡単ですが、以上が組合施行の京田辺市大住土地区画整理事業の事業概要でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

事務局長

ご説明ありがとうございました。

ただいま説明のとおり、本計画につきましては地元農家組合及び関係機関とも協議、調整されており、周辺農地への影響もないという考えでございます。

また、本事業区域は市街化区域でもあり、京田辺市総合計画や都市計画マスタープランにおいて、市北部地区の産業ゾーンに位置づけられておりますことから、事務局としては事業計画について意見なしの方向で議事を進めてはいかがかと存じますので、よろしく願いいたします。

会長

ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見とかご質問はあり

	ますでしょうか。
2 番	地元自治会とか地元役員とか地元団体の人と協議をされて、異議なしということであれば、我々はそれ以上のことを述べることはございません。
2 番	ほんで、念のために木津川水利組合の各集落の水利のほうとは折り合いはもうついてまんねんな。
建設政策推進室	ついております。
2 番	要は面積がそこは減るさかいに、分母が減るさかいにというような心配事があって、問合せがあったらわしも困るから、その分の補償金とかそういう形の話はもうそっちでできてまんねんな。要は木津川水利組合は三野からポンプであげて、ポンプは1つで、松井側、西八、岡村、そうやってみんな配分してんねけど、そこが減ったら水利費が上がりますやない。そういう兼ね合いの話はもう済んでまんねんな。
建設政策推進室	済んでおります。
2 番	了解。それやったら異議なし。
3 番	今の付け加えますと、この支線、第1号水路からここの田のほうに来る支線、撤去ということになるんですけど、支線がなくなるに関して、今までやっていた東林地区、三野、岡村の導水の維持管理の対策はどうなっているんですかね。 というのは、松井、西端、1号水路を全て管理するということになっていくような感じなんですけど、そこら辺は、農家組合との調整はどうなっているか。
建設政策推進室	申し訳ありません。確認なんですけども、今の質問は1号用水路の将来の管理がどこになるかということですか。
3 番	いやいや、結局これが事業化されたら、もう来年からそこへの導水路の草刈りとかそういうのはどこがするかということなんです。
建設政策推進室	今ご説明をしている区画整理をしようとする区域の中につきましては、基本的にもう事業認可されて、そして地権者の皆様にいわゆる区画整理の手続にもう入っていきます、仮換指定とか。そうなりますと、この区域の中については、もう全て組合の管理下に入っていきますので、土地の管理とかこれからなくしていくもの、それから新しくつくるものについては、当面組合が管理をするという形になります。ですから、土地についての草刈りとかについても、区域の中については組合の管理に入っていきます。



3 番	なりますね。そしたら、一応工事が完了して、交換用地になったときに、それのときからの管理はどうされるか。
建設政策推進室	もう土地所有者の人の管理になります。
3 番	ということは、工場の方が管理されるということですか。
建設政策推進室	そうですね。買われた方もしくは換地を、使用収益をされる方、土地をお持ちの方の管理下に入ります。公共施設は、その公共施設の管理者が管理をします。今ご質問の区域の中にはもう農業関連施設は残りませんので。
3 番	そこに今まで入れてきた、要は用水路の道路の、例えば草刈りとかに行きますわね。そういう場合、こちらのほうを買う方がそこまで行って維持管理されるということですか。
建設政策推進室	そうですね。民地であれば、その民地の所有者が管理されます。
3 番	そこは公共施設だと思います。木津川用水沿いの導水路、用水路は。
建設政策推進室	道路は道路管理者が管理します。
3 番	そこら辺はどういう管理などの契約というか、そういうあれは。
建設政策推進室	それはもう土地区画整理法で定めていますが、事業完了のときについての公共施設は、全て公共施設の管理者に引き継ぎます。
3 番	それが、今ここで言うべきじゃないかも分からへんけど、地権者のほうに、じゃ来年からの水路はどうなるのかというのが全然届いていないんですよ。大ざっぱな広報だけで、全然細かいのがないです。ここで言うべきではないかも分からへんけど、そういうのは一々事務所に来てくれという言い方なんです、準備委員会がね。
建設政策推進室	分かりました。そこら辺は、地権者の方々、そして関係の方々にしつかりと分かりやすく、特に今までお世話になっている管理いただいているところについて、いつからどうなるということをしつかりと説明するように、事務局のほうにしつかりと伝えます。
会長	よろしいですか。ほかご意見、よろしいですか。
	(異議なし)
会長	その意見だけ踏まえていただいて、ほかはないということで進めさせ

ていただきます。

ありがとうございます。

建設政策推進室

ありがとうございました。

会長

5番目のそのほかということで、女性委員による活動報告を、山下委員さんより報告をお願いします。

10番

そしたら、女性委員の会の報告をさせていただきます。

京都府の女性農業委員の会といたしましては、昨年2月に研修と総会、9月頃と思うんですけども、久御山町の役場のほうで南部地域の女性の会の研修を行ったぐらいで、あとはもうコロナの関係で何もできておりません。

私自身、企画に関わった者としてあれなんですけど、昨年2月20日に設立していただきました京田辺農福観地域づくり協議会の中で取り組んでおります地域循環型マルシェ、今日、チラシのほうをお届けさせていただきましたけれども、マルシェに近隣市町村の女性の委員さんのほうに声をかけまして、久御山町さん、八幡市さん、それと京田辺市からそこに前に座っておられる澤田職務代理さんと川端委員さんにも参加していただいているんですけども、ブースで出店してもらっているんです。令和元年5月から今回3月で7回目を迎えております。

コロナがなかったら、もうちょっと南のほうの方まで、南山城村のほうの農業委員さんのほうまで声をかけて、野菜を持ってきて販売してもらえたらなと思っていたんですけども、2年度はそれができなかったもので、令和3年度の目標といたしましては、京都南部の市町村、南山城のほうまで声をかけて、マルシェに出てきていただけたらなと思っています。

チラシを見ていただいたら分かりますように、今月末の27と28日がBRANCH松井山手のほうでマルシェをさせていただきます。

それと、今回初めて普賢寺の大御堂観音寺さんの前に菜の花を植えていただいていますので、そこでも3月20日から土日、4月4日までマルシェをさせていただきますので、もし暇な方がおられましたら、のぞいてくれたらありがとうございます。

以上です。

会長

ありがとうございます。

本日の審議案件は以上です。

事務局、何かありますか。

事務局長

ありません。

会長

ないようですので、ほかに何かご質問、ご意見はございませんか。

(質問等なし)

会長

何もないようでしたので、議事については以上で終わらせていただきます。

事務局にお返しします。

事務局長

慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶をお願いします。

職務代理

あいさつ（省略）

～閉会～